

健康保険被扶養者資格再確認について(お願い)

健康保険組合では、健康保険法施行規則及び厚生労働省保険局通知等により、被扶養者資格の再確認を行うこととなっております。この再確認は、適正な保険診療を受けていただくためと、納付金等の適正納付の観点から被扶養者としてすでに認定された方が、引き続きその資格があるかどうかを確認させていただくものです。

従いまして、これは被扶養者の方々の資格を継続する為に必要な手続きです。

本年度においては、下記の通り被扶養者資格の認定状況の再確認を実施いたしますので、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

対象事業所

被扶養者資格再確認の対象となる事業所は、記号 222～401です。

※ 秋季に被扶養者資格の再確認を2年かけて全事業所に実施します。

実施日

平成29年10月2日(月)に「被保険者配付先リスト」「健康保険被扶養者調査表」「調査表の作成方法」を事業主経由で送付いたします。

提出期限

郵送にて平成29年10月31日(火)[必着・期限厳守]

※ 健康保険組合へ期限までにご提出が無い場合は、被扶養者から削除される場合があります。

再確認対象者

- 扶養認定日が平成29年3月31日以前の被扶養者
- 平成11年4月1日以前生まれの被扶養者 以上2項目該当の方

再確認の対象とならない被扶養者(調査表から除外されています。)

- × 扶養認定日が平成29年4月1日以降の被扶養者
- × 平成11年4月2日以降生まれの被扶養者

提出書類及び証明書類

平成29年10月2日(月)に送付いたします「健康保険被扶養者資格再確認について(お願い)」、及び「調査表の作成方法」にてご確認ください。

提出方法

事業主経由でご提出ください。

事業主様へ

- 提出書類は事業所で取りまとめていただき、郵送にて提出をお願い致します。

※ ご不明な点がございましたら、組合資格係までお問い合わせ下さい。

(TEL 048-229-2353)

(FAX 048-229-2372)